

令和2年2月14日

**【所管事務の調査（報告）】**

「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の  
一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

資料 1 「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正に  
向けたパブリックコメントの実施について

資料 2 パブリックコメント手続用資料

# 「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

川崎市では、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を設置しています。今般、浄化槽法が一部改正され、条例で定める事項として、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されました。これに伴い、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等について一部改正が必要なことから、パブリックコメントを実施するものです。

## 1 浄化槽法の改正概要

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の管理を強化するため浄化槽法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されます。

### (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽（※）について、都道府県知事等が除却その他必要な措置をとるよう助言又は指導もしくは勧告・命令等を行うことができる規定の追加

※「特定既存単独処理浄化槽」：既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

### (2) 浄化槽処理促進区域の指定

浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができる規定の追加

### (3) 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に市町村が設置する公共浄化槽（※）制度（住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）の規定の追加

※「公共浄化槽」：浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち「設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理する浄化槽」及び「地方公共団体以外の者が所有するものについて市町村が管理する浄化槽」

### (4) 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事等に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定の追加及び使用の再開の届出義務化

### (5) 浄化槽台帳の整備

都道府県知事等に対し、浄化槽に関する台帳の作成及び保管の義務化

### (6) 協議会の設置

地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる規定の追加

### (7) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項の追加



今回の法改正によって、条例で定める事項として「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されたため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正が必要となります。

## 2 浄化槽保守点検業者について

浄化槽の保守点検については、毎年行うことが義務づけられており、川崎市では、条例に基づいて登録を受けた浄化槽保守点検業者が浄化槽の正常な機能を維持するための保守点検を行います。

### (1) 浄化槽保守点検業者とは

- ・川崎市で浄化槽保守点検業者の登録を受けるには、浄化槽の保守点検の業務に従事する者として専属の浄化槽管理士を置き、保守点検に必要な器具を備えていることなどが必要です。
- ・本市における浄化槽保守点検業者の登録の有効期間は5年であり、有効期間満了後引き続き登録を受けるには、改めて登録の申請が必要となります。
- ・令和2年1月末現在の浄化槽保守点検登録業者は82社となっています。

### (2) 浄化槽管理士とは

- ・浄化槽の保守点検に必要な知識及び技能を有する者として浄化槽管理士免状の交付を受けた国家資格です（有効期限はありません）。
- ・浄化槽については、近年の社会的な要請から処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要とのことから、今回の法改正によって、**条例で定める事項に「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されました。**

## 3 条例で定める事項（改正趣旨）等

登録する保守点検業者に対し、設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるようにするため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」において必要となる規定の追加等を行います。

### (1) 条例改正の内容

- 「専属の浄化槽管理士に対して登録の有効期間（5年）ごとに1回以上研修を受講させること」を登録する保守点検業者に義務づけること

### (2) 条例施行規則改正の内容

- 「受講すべき研修」の規定及び登録の申請書の添付書類に「研修計画を記載した書類」を追加すること

## 4 スケジュール

令和2年2月17日～3月18日 パブリックコメントの実施

令和2年5月頃 パブリックコメント結果の委員会報告

令和2年6月頃 条例改正議案の提出

令和2年7月頃 改正後の条例等に基づいた浄化槽保守点検業者登録の申請受付を開始

## 「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正について御意見をお寄せください

川崎市では、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を設置しています。

今般、浄化槽法が一部改正され、条例で定める事項として、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されたことに伴い、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」について一部改正が必要となります。

「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」の改正概要を取りまとめましたので、広く市民及び事業者の皆様からの御意見を募集いたします。

### 1 意見募集の期間

令和2年2月17日（月）～3月18日（水）

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

※ 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

### 2 資料の閲覧場所

(1) 環境局生活環境部収集計画課（川崎市役所第3庁舎16階）

(2) 各区役所

(3) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

### 3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

(2) 郵送・持参

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市環境局生活環境部収集計画課 宛て（川崎市役所第3庁舎16階）

(3) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3923（環境局生活環境部収集計画課）

#### 《留意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

### 4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、令和2年6月頃にホームページで公表する予定です。

### 5 問い合わせ先

環境局生活環境部収集計画課

電話 044-200-2585 / FAX 044-200-3923

# 「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正について

川崎市では、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を設置しています。今般、浄化槽法の一部改正され、条例で定める事項として、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されました。これに伴い、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」について一部改正が必要となります。

## 1 浄化槽法の改正概要

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、**浄化槽の管理を強化するため浄化槽法の一部が改正**され、令和2年4月1日から施行されます。

### (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽（※）について、都道府県知事等が除却その他必要な措置をとるよう助言又は指導もしくは勧告・命令等を行うことができる規定の追加

※「特定既存単独処理浄化槽」：既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

### (2) 浄化槽処理促進区域の指定

浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができる規定の追加

### (3) 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に市町村が設置する公共浄化槽（※）制度（住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）の規定の追加

※「公共浄化槽」：浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち「設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理する浄化槽」及び「地方公共団体以外の者が所有するものについて市町村が管理する浄化槽」

### (4) 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事等に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定の追加及び使用の再開の届出義務化

### (5) 浄化槽台帳の整備

都道府県知事等に対し、浄化槽に関する台帳の作成及び保管の義務化

### (6) 協議会の設置

地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる規定の追加

### (7) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項の追加



今回の法改正によって、条例で定める事項として「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されたため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正が必要となります。

## 2 浄化槽保守点検業者について

浄化槽の保守点検については、毎年行うことが義務づけられており、川崎市では、条例に基づいて登録を受けた浄化槽保守点検業者が浄化槽の正常な機能を維持するための保守点検を行います。

### (1) 浄化槽保守点検業者とは

- 川崎市で浄化槽保守点検業者の登録を受けるには、浄化槽の保守点検の業務に従事する者として専属の浄化槽管理士を置き、保守点検に必要な器具を備えていることなどが必要です。
- 本市における浄化槽保守点検業者の登録の有効期間は5年であり、有効期間満了後引き続き登録を受けるには、改めて登録の申請が必要となります。
- 令和2年1月末現在の**浄化槽保守点検登録業者は82社**となっています。

### (2) 浄化槽管理士とは

- 浄化槽の保守点検に必要な知識及び技能を有する者として浄化槽管理士免状の交付を受けた国家資格です（有効期限はありません）。
- 浄化槽については、近年の社会的な要請から処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要とのことから、今回の法改正によって、**条例で定める事項に「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されました。**

## 3 条例で定める事項（改正趣旨）等

登録する保守点検業者に対し、設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実にされるようにするため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」において必要となる規定の追加等を行います。

### (1) 条例改正の内容

- 「専属の浄化槽管理士に対して登録の有効期間（5年）ごとに1回以上研修を受講させること」を登録する保守点検業者に義務づけること

### (2) 条例施行規則改正の内容

- 「受講すべき研修」の規定及び登録の申請書の添付書類に「研修計画を記載した書類」を追加すること

## 意見書

<b>題名</b>	「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正について		
<b>氏名</b> (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所</b> (又は所在地) *区名まで			
<b>意見の提出日</b>	令和 年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

### 政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

<b>部署名</b>	川崎市環境局生活環境部収集計画課		
<b>電話番号</b>	044- 200 - 2585	<b>FAX番号</b>	044- 200 - 3923
<b>住所</b>	〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4		